

10年後の“つるがしま”を考えてみませんか～第6次鶴ヶ島市総合計画を策定します～

問合先 政策推進課政策担当

皆さんは「総合計画」という言葉を聞いたことはありませんか？

総合計画とは、10年先を見据えて、これからの鶴ヶ島市をどのようなまちにしていくなかを描いた「まちづくりの指針」となるものです。

鶴ヶ島市では、昭和47年に初めて総合計画を策定し、それ以降、約10年ごとに新しい計画を策定してきました。現在の総合計画は5番目(第5次鶴ヶ島市総合計画)にあたり、平成23～32年度の10年間を計画期間としています。

しかし、ここ数年の時代の変化はめまぐるしく、計画策定当初には想定していなかった新たな課題などが発生してきています。

人口減少・超高齢社会や、急速な進化を続ける情報化社会などに柔軟に対応していくため、今の計画期間を1年短くし、次の総合計画は平成32年度からスタートする計画として、これから2年にわたって策定していきます。



皆さんはどのような10年後を思い描きますか？



「計画」と聞くといかにも堅く、お役所的なイメージが湧くかもしれません。でも、これから先、鶴ヶ島市で暮らしていく中で、5年後の「自分」、10年後の「家族」、20年後の「子どもたち」はどうなっていて、そしてどうありたいのか。総合計画は、その思い描く未来につながるものです。

ぜひ、個人の視点・視野だけでなく、個人から家族、家族から地域、そして地域から市全体へと視野をひろげて——皆さんの意見・提案を聞かせてください。そのことが、皆さん自身の10年先のことを考えるきっかけになるかもしれません。

例えば——

「10年後にこういうまちになって欲しい」という将来像、イメージ

① 市政、総合計画に対する意見、要望、提案

② 今のまちづくりの課題

③ これからのまちづくりの課題

④ 申込方法

① パソコン・スマートフォンからの電子申請



電子申請

② メール (E10200010@city.tsurugashima.lg.jp)

③ ファクシミリ (FAX 271-1190)

④ 郵送 (〒350-2292 (住所不要))

形式

様式自由。件名に「総合計画について」と記載してください。

今後は、総合計画の策定過程を随時ホームページや広報紙などでお伝えしていきます。



詳細はこちら

【市民意識調査にご協力をお願いします】

総合計画策定にあたり、皆さんの意見を聞かせていただくため、市民意識調査を行います。この調査は無記名で回答していただくものであり、その結果は統計的(グラフなどの数値)に処理し、計画策定の基礎資料として活用します。

調査票が届いた方には、個人が特定されることや他の用途に使用するなどのご迷惑をお掛けすることはありませんので、ご協力をお願いします。

対象 市内在住の18歳以上の方から2000人を無作為に抽出

調査期間 8月中旬から下旬

調査方法 郵送アンケート方式



〈参考〉
第5次鶴ヶ島市総合計画



高齢受給者証をご確認ください

問合先 保険年金課国民健康保険担当

70歳から74歳の国民健康保険に加入している方に交付している高齢受給者証の有効期限が7月31日で満了のため、新しい高齢受給者証を郵送しました。

8月1日以降に医療機関で受診する場合は、新しい「高齢受給者証」と「被保険者証」を提示してください。受給者証がまだお手元に届いていない方は、お問い合わせください。

なお、これから70歳になる方は、誕生日の翌月(1日生まれの方は誕生日)から対象となりますので、対象月の前月下旬頃に高齢受給者証を郵送します。

また、75歳を迎えて後期高齢者医療保険に移行した方には、高齢受給者証は発行されません(後期高齢者医療被保険者証のみとなります)。

鶴ヶ島市職員募集

問合先 人事課人事担当

市では、平成31年4月1日付けで採用予定の市職員の採用試験を行います。

採用職種・人数

一般行政職(事務)10人程度
 一般行政職(土木)2人程度
 一般行政職(福祉)2人程度
受験資格 市ホームページをご覧ください。

申込受付 8月1日(水)～8月13日(月)

※人事課へ持参(土・日曜日除く)または郵送。郵送の場合
 は8月11日(祝)消印有効
第1次試験日 9月16日(日)



採用試験案内、申込書類は市役所人事課、若葉駅前出張所および各市民センターで配布しているほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

詳細はこちら

インクカートリッジの里帰りを応援しよう

問合先 生活環境課環境推進担当



市では、ごみの減量化と資源の再利用に向けた5R(ごみになるものは受け取りを拒否、ごみの発生抑制、再使用、壊れたものを修理して使用、再生利用)の普及啓発活動を積極的に取り組む観点から、プリンターメーカーが主催する「インクカートリッジ里帰りプラン」に参加しています。

市役所内に家庭用インクカートリッジ回収箱を設置していますので、ご家庭に使用済みのインクカートリッジがありましたらお持ちいただき、身近なりサイクルにご協力を願います。

インクカートリッジ回収箱設置場所 市役所1階ロビー
対象メーカー キヤノン、エプソン、ブラザー、デル、ヒューレット・パッカーなど

ヘルプマークを配布しています

問合先 障害者福祉課障害者福祉担当

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。

ヘルプマークを付けている方を見かけたら、優先席の利用、駅などでの声かけ、災害時の避難の支援などの配慮をお願いします。



対象 障害のある方、難病の方、妊娠初期の方など援助や配慮を必要とする方
配布場所 障害者福祉課※郵送不可。希望者は直接窓口へ。
配布数 400個(先着順)
 ※なくなり次第配布終了

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度

問合せ先 こども支援課子育て支援担当

ひとり親家庭などを対象に、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成制度があります。該当する場合は、お早めにお問い合わせください。

児童扶養手当の現況届を提出してください

現在、児童扶養手当の認定を受けている方(手当支給停止中の人も含む)は、現況届の提出が必要です。現況届は、年1回、手当の支給要件に該当しているかを確認するものです。現況届の提出がない場合、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

なお、該当する方には案内を送付しますので、案内に記載されている必要書類を持参の上、こども支援課窓口にお越しください。

受付期間 8月1日(水)～31日(金)(日曜日を除く)

時間 8時30分～17時15分(土曜日は12時まで)

※8月11日(土)の土曜開庁は、お休みですのでご注意ください。

	児童扶養手当	ひとり親家庭等医療費助成	
対象	ひとり親家庭または準ずる家庭 ※児童が児童福祉施設などに入所している場合を除く。 ※所得制限があります。		
対象児童の年齢	18歳に達した日の属する年度の3月31日まで(一定の障害がある場合は20歳未満まで)		
内容	平成30年4月分～(平成30年8月支給分)	健康保険対象の医療費の一部を助成 ※健康保険に加入していることが必要(生活保護受給者は除く)	
	全部支給		4万2500円
	一部支給		1万30円～4万2490円
	第2子 加算額		全部支給 1万40円加算 一部支給 5020円～1万30円
第3子 以降加算額	全部支給 6020円加算 一部支給 3010円～6010円加算		

ひとり親家庭の自立支援

問合せ先 こども支援課子育て支援担当

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父の主体的な職業能力開発の取組みを支援するために、必要と認められた対象講座を受講した場合、受講終了後に受講料の一部を支給します。

※必ず事前に相談が必要です。

対象講座	雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座 ※厚生労働省のホームページで「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」をご覧ください
対象	市内在住で次の①から④までの条件を全て満たしているひとり親家庭の方 ①児童扶養手当の受給者または同等の所得水準の方 ②20歳未満の児童を扶養している方 ③過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方 ④受講される講座が仕事に必要な方
支給金額	◆雇用保険制度から一般教育訓練給付の支給を受けることができない方 対象講座の受講料の6割相当額(上限20万円)。ただし、6割相当額が1万2000円を超えていない場合は支給されません。 ◆雇用保険制度から一般教育訓練給付の支給を受けることができる方 対象講座の受講料の6割相当額(上限20万円)から、雇用保険制度から支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額。ただし、6割相当額が1万2000円を超えていない場合は支給されません。

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が看護師や介護福祉士などの資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合支給します。

※必ず事前に相談が必要です。

対象資格	看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士など
対象	市内在住で次の①から⑤までの条件を全て満たしているひとり親家庭の方(平成31年度に養成機関への入学希望者も含む) ①児童扶養手当の受給者または同等の所得水準の方 ②20歳未満の児童を扶養している方 ③養成機関で1年以上の過程を修業し、資格取得が見込まれる方 ④就業または育児と、修業との両立が困難と認められる方 ⑤過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない方
支給金額	◆市民税非課税世帯 訓練促進給付金月額10万円・修了支援給付金5万円 ◆市民税課税世帯 訓練促進給付金月額7万5000円・修了支援給付金2万5000円 ※訓練促進給付金は、修業期間中(上限36か月)の給付となります。留年など、養成機関が定めた期間を超える期間については、支給対象となりません。

早期不妊検査費助成事業の一部変更・不育症検査費助成事業

問合せ 保健センター母子保健担当 ☎271・2745

- 早期不妊検査費助成事業の助成内容が一部変更になり、また、不育症検査費助成事業が新しく始まりました。
- 各事業とも2万円(1000円未満は切り捨て)を上限として検査費用を助成します。助成はそれぞれ1回までです。
- ①拡充となる事業**
- 早期不妊検査費助成事業**
- 不妊検査を受けたご夫婦を対象に、検査費を助成します。**対象**
- ◎助成申請時に婚姻しているご夫婦で、夫婦の双方または一方が鶴ヶ島市に住民登録があること
 - ◎検査開始時に妻の年齢が43歳未満のご夫婦
 - ◎他市町村から同一の不妊検査に対し助成を受けていないこと
 - ◎市税に滞納がないこと
- ②新規事業**
- 不育症検査費助成事業**
- 夫婦または妻のみが受けた不育症検査(医師が必要と認める不育症のリスク因子の検査)の検査費を助成します。
- 対象**
- ◎2回以上の流産・死産・早期新生児死亡の既往のある方、または医師が不育症と判断した方
 - ◎助成申請時に婚姻しているご夫婦で、夫婦の双方または一方が鶴ヶ島市に住民登録があること
 - ◎検査開始時に妻の年齢が43歳未満のご夫婦
 - ◎他市町村から同一の不妊・不妊検査に対し助成を受けていないこと
 - ◎市税に滞納がないこと
 - ◎①②の対象となる検査
 - ◎指定医療機関および助成対象医療機関において実施し、医師が必要と認めた一連の検査
 - ◎医療保険適用・適用外を問わない
 - ◎検査開始日から終了まで1年以内に実施した検査
 - ◎平成30年4月1日以降に終了した検査



早期不妊検査費助成事業



不育症検査費助成事業

関東スポーツ推進委員協議会
功労賞表彰

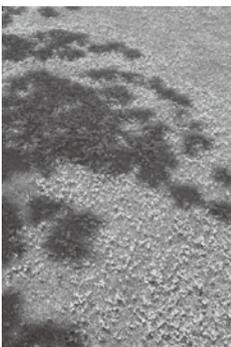
問合せ 生涯学習スポーツ課市民スポーツ担当

交通事故被害者のご家族に援護金を給付します

問合せ 県防犯・交通安全課 ☎048・830・2958

6月8日に東京都で開催された「関東スポーツ推進委員研究大会」で、市スポーツ推進委員の島村美恵子しまむらみえこさんが功労賞を受賞されました。

この賞は、長年スポーツ推進委員として、地域スポーツの普及・推進に寄与した功績の顕著な方に、関東スポーツ



推進委員協議会会長から贈られる賞で、島村さんの功績が認められたものです。

埼玉県交通安全対策協議会では、県内在住の交通遺児等を対象に、援護一時金を給付しています。

※「交通遺児等」とは、18歳以下で、保護者(一方または双方)が交通事故(陸海空すべての交通事故が対象)により、死亡または重い障害を負った方をいいます。

給付対象者

平成29年4月1日以降、交通遺児等となった県内在住の18歳以下の方

給付額

子ども1人につき10万円(1回のみ)

給付時期

平成30年11月または平成31年5月

申請方法

市役所や学校などで配布する申請書にご記入の上、期限までにみずほ信託銀行浦和支店(〒330-0063さいたま市浦和区高砂2-6-18) ☎048・822・0191)まで郵送またはご持参ください。

申請期限

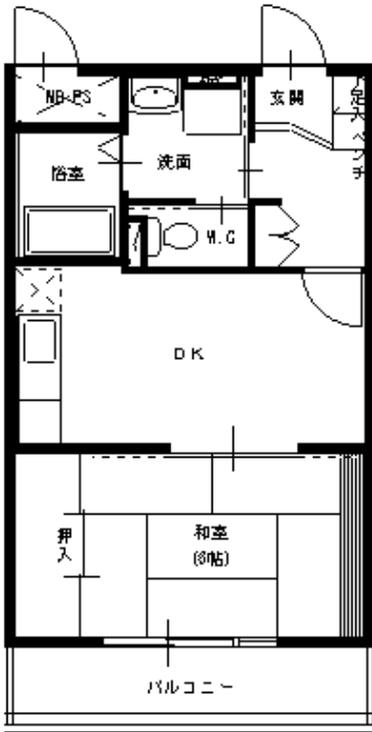
11月給付分は8月31日まで、平成31年5月給付分は平成31年2月28日まで



詳細はこちら

市営住宅(新町住宅)入居者募集

問合先 都市計画課開発建築担当(県住宅供給公社川越支所 ☎049・227・6408)



- | | |
|---|--|
| <p>住所
新町三丁目21-14</p> <p>住宅の概要
鉄筋コンクリート造3階建、エレベーター・駐車場有り</p> <p>募集する戸数
1戸(障害者等世帯用住宅1DK) ※定員1〜2人</p> <p>主な入居資格
1 身体障害者手帳の交付を受けているなど、今回の募集資格に該当していること
2 鶴ヶ島市に継続して1年以上住んでいること
3 鶴ヶ島市税の滞納がないこと</p> <p>※その他にも資格条件がありますので、詳細は8月1日(水)から配布する「入居募集案内」で確認してください。</p> | <p>家賃
世帯の収入により決定します。(参考)1DK1万8300円〜3万6000円</p> <p>申込期間
8月1日(水)〜21日(火)(当日消印有効)</p> <p>入居者の選定方法
抽選および資格審査を行った上で決定します。</p> <p>入居予定日
11月1日(木)</p> <p>募集案内の配布
都市計画課、障害者福祉課、各市民センター、若葉駅前出張所</p> <p>申込み
県住宅供給公社川越支所(〒350-1110 川越市市場2218-4 ベルアート301号室)</p> |
|---|--|

全国一斉情報伝達訓練を行います

問合先 安心安全推進課防災担当

市では、全国瞬時警報システム(Ｊアラート)を設置しています。これは、国から送られてくる緊急地震速報や武力攻撃などの緊急情報を、人工衛星などを通じて受信し、市の防災行政無線で瞬時にお伝えするシステムです。

今回、Ｊアラート・全国一斉情報伝達訓練を行います。

放送日時 8月29日(水)11時頃

放送内容 「(チャイム音)これは、Ｊアラートのテストです。(繰り返し3回)こちらは、防災つるがしまです。(チャイム音)」

※災害時などは訓練を中止する場合があります。

※放送が流れると、防災ラジオからも放送が流れます。

安心、安全な道路利用を～8月は「道路ふれあい月間」～

問合先 道路建設課道路管理担当

私たちが普段何げなく利用している道路は、日常生活に欠かせない大切なものです。近年は、健康志向の高まりにより、ジョギングやウォーキング、自転車愛好者の道路利用が増えています。

市民の皆さんが、道路をより安心、安全に利用できるよう、次の事項を守り、道路の正しい利用を心掛けましょう。

- ・道路上に樹木や草・生け垣などが出ていると、見通しが悪く、道幅を圧迫し、歩行者や車の通行に大変危険です。土地所有者は必要に応じ、枝のせん定・草刈りなどをお願いします。
- ・歩道や路肩に、看板・商品・

自転車・自動車などを置く
と、歩行者の通行や緊急車両(救急車、消防車など)の通行の妨げとなるのでやめましょう。

- ・道路上に乗り上げブロックが置いてあると、歩行者や自転車が転倒し、ケガや事故の原因になりますので、撤去をお願いします。歩道に接した土地の出入口の段差は、市の許可を得て切り下げ工事を行ってください。
- ・道路上にごみ(空き缶・たばこなど)を捨てると、道路環境の悪化につながるだけでなく、通行にも支障を来すのでやめましょう。

一本松・若葉駅西口地区の保留地公売のお知らせ

問合せ先 区画整理課事業担当

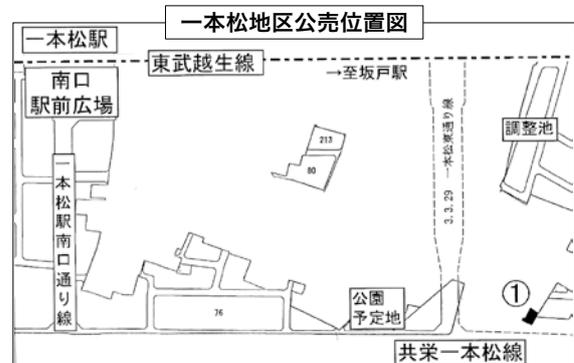
一本松地区 公売価格		
番号	面積 (㎡)	公売価格
①	約100	453万円
若葉駅西口地区 公売価格		
番号	面積 (㎡)	公売価格
①	約101	1434万2千円
②	約152	2447万2千円
③	約110	1452万円
④	約243	3790万8千円
⑤	約135	2038万5千円

注意事項
 抽選参加方法など、詳細は市ホームページまたは区画整理課で配布している「保留地公売案内」をご覧ください。

受付場所
 区画整理課

抽選参加申込み受付期間
 8月15日(水)～10月31日(水)
 8時30分～17時(平日のみ)

坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業地内および若葉駅西口土地区画整理事業地内の宅地(保留地)を抽選で公売します。



農作業中の熱中症にご注意ください

問合せ先 産業振興課農政担当

熱中症とは、温度や湿度が高い中で、体内の水分や塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、体温上昇、めまい、体のだるさ、ひどいときには、けいれんや意識の異常など、様々な障害を引き起こす症状のことです。高温、高湿下での農作業は、熱中症を引き起こしやすいため注意が必要です。

熱中症予防のポイント

通気性の良い服装と帽子の着用

通気性の良い服と帽子で、直射日光を避けましょう。

その他にも、冷却グッズ(濡れタオルや保冷剤をくるんだタオルなど)を活用して、体温低下に努めましょう。

こまめな水分・塩分補給

喉が渇く前に、水分や塩分(塩あめや梅干しなど)をとるようにしましょう。

作業時は無理をせず、木陰などの涼しい場所で適度に休憩を取ることも大切です。作業はなるべく朝夕に集中して行いましょう。

ハウスや畜舎の換気

ハウス内などでの作業時

は、短時間の作業でも側窓や天窓を開放して風通しをよくしましょう。

周りの人にも気配りを

1人作業を極力避け、2人以上での作業を心掛けましょう。1人で作業する場合は、必ず家族に作業場所と帰宅予定時刻を伝えましょう。

※少しでも「おかしい」と思ったら、涼しい場所に避難し、医療機関に相談しましょう。

※自分のことだけでなく、ご近所で声を掛け合うなど、周りの人の体調にも気を配りましょう。

※機械作業を行う際は、タオルが回転部分に巻き込まれないよう、タオルの端を服の中へ入れ込むなどの注意をしましょう。



宝くじ助成金で自治会館に備品を整備

問合先 地域活動推進課地域活動推進担当

今年度、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業の助成金をいただき、脚折会館に備品を購入しました。

この備品整備によって、より一層充実した自治会活動ができるようになりました。

整備備品 テント5張、音響設備一式(ワイヤレスアンプ、



マイクなど)、会議用テーブル30台、折りたたみ椅子45脚、かき氷機2台、綿菓子機2台

消防団操法大会で操法技術披露!

問合先 坂戸・鶴ヶ島消防組合
消防本部庶務課 ☎281・3118

6月24日、石井水処理センターで第19回坂戸・鶴ヶ島消防組合消防操法大会が行われました。この大会は、鶴ヶ島市消防団4隊、坂戸市消防団16隊が出場し、皆さんの生命と財産を守るため、安全・確実・迅速に消火活動が行えるよう訓練を重ね、その成果を競ったものです。

当日、団員たちは数か月に

渡って練習してきた成果を發揮しようと、気迫に満ちた技術を披露しました。

会場には団員仲間や家族も応援に駆け付け、全力疾走する選手たちに大きな声援を送っていました。

鶴ヶ島市消防団成績
優勝 鶴ヶ島市消防団第二分団
準優勝 鶴ヶ島市消防団第一分団

つるゴン健康川柳コンクールを実施します

問合先 保険年金課国民健康保険担当

国保医療費は、高齢化と高度医療の進展などにより、依然として高い状況です。市では医療費適正化の取り組みの一環として、「つるゴン健康川柳コンクール」を実施します。

自身の健康や生活習慣、病院のかかり方などを見直すきっかけとし、市の医療費適正化などの普及啓発活動にご協力いただける作品の応募をお待ちしています。

なお、コンクールでは応募作品の中から6つの賞を決定し、受賞者には副賞として「つるゴンフリース」をプレゼントします。

適正受診などの健康や医療にまつわるもの(自作で未発表のものに限る)

応募資格 市内在住在勤在学の方

応募期間 8月1日(水)～9月28日(金)(消印有効)

応募方法 応募用紙に必要な事項を記入し、保険年金課国民健康保険担当へ(〒350-2292(住所不要)、☎271-1190、10500120@city.tsurugashi.m.lg.jp)

※応募用紙は、保険年金課、保健センター、各市民センター、図書館、若葉駅前出張所にあります(市ホームページからもダウンロード可)。

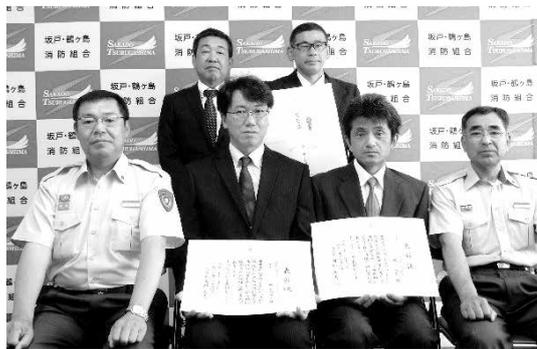
消防協力者表彰式を実施しました

問合先 坂戸・鶴ヶ島消防組合
消防本部庶務課 ☎281・3118

6月7日、坂戸・鶴ヶ島消防組合では、4月19日に市内で発生した交通事故において適切で迅速な救助活動を行い、尊い命を救うことに貢献された、(株)ヨコハマタイヤセンター関東鶴ヶ島店、(株)ヨコハマタイヤジャパン埼玉カンパニー鶴ヶ島営業所の2社を「消防協力者」として表彰しました。

ヨコハマタイヤセンターの吉沢よしざわさんは、「目の前であのような事故に遭遇すれば、誰でも同じ行動をとったと思います。社員一丸となって助けることができて良かった」と話してくれました。

また、ヨコハマタイヤジャ



パンの細井ほそいさんは、「救助活動の一翼を担うことができて良かった。今後も迅速な対応ができるような気構えでいたい」と力強く語っていただきました。